

## 統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針

平成 22 年 3 月 30 日  
各府省統計主管部局長等会議申合せ  
平成 25 年 1 月 31 日一部改正

### はじめに

公的統計は、政府のみならず、我が国の社会・経済の諸活動に関わるすべての者の意思決定にとって重要な情報・財産である。このため、統計調査において正確な情報を円滑に報告してもらうことは極めて重要である。

しかしながら、近年、国民の個人情報保護意識や事業所・企業における情報管理意識の急速な高まり等に伴って、統計調査をめぐる環境が厳しさを増していることから、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）において、国民の理解の促進を図るための具体的方策を検討・実施することとされている。また、平成 21 年 11 月に実施された「統計調査の協力に関する特別世論調査」（平成 21 年 12 月 17 日内閣府政府広報室公表）の結果において、国民が統計調査に対する不安感を有していることや重要な統計調査には報告義務や罰則が定められていることに対する認知度が低いこと等が顕著となっている。

このような状況を踏まえ、政府の実施する統計調査において正確かつ円滑に報告が行われるようにするため、各府省が一体となって取り組むための具体的方策（以下「本行動指針」という。）を以下のとおり取りまとめる。各府省は、本行動指針に沿って、統計調査に対する国民の理解増進のための取組を積極的に実施するものとする。

### I 公的統計の重要性の理解増進方策

#### 1 統計調査結果の有用性等の周知方策

統計調査結果が、行政機関や事業所・企業においてどのように利活用され、国民生活や民間の事業活動にいかに関与しているか、また、統計調査への報告を行わないことにより、どのような影響が生じるかについて、一般の国民や調査対象者が容易に理解できるようにするため、次の方策を実施する。

#### (1) 統計調査結果の有用性に関する情報の積極的な収集及び周知・広報等

##### ア 収集する情報

各府省は、国民や事業所・企業が身近に感じられる、例えば、統計調査結果の利活用状況に関する次のような情報（以下「利活用事例等」という。）を積極的に収集する。

- ① 行政機関等における政策立案・実施部局が、調査結果を給付事業など国民生活や民間の事業活動等に直結した政策の企画立案や政策評価、給付事業等の算定基礎等に利活用又は利活用を予定している事例
- ② 事業所・企業が、調査結果を事業活動等に利活用又は利活用を予定している事例
- ③ 研究者やシンクタンク等が、調査結果を国民生活や経済活動の研究・分析や

教育等に利活用又は利活用を予定している事例

- ④ 調査結果や統計指標と市場の動向との関連性など国民の関心が高いと考えられる事項について分析し、分かりやすく解説している事例

## イ 収集方法

- ① 各府省は、行政機関等における政策立案・実施部局、事業所・企業、研究者、学会、シンクタンクや各種業界団体等様々な立場から統計調査結果を利用する者に対して、ヒアリングを実施する等により積極的に利活用事例等を収集する。
- ② 統計調査に対する国民の理解増進を図っていく上で、統計調査結果の利用者に関する基本的情報の蓄積及び分析が重要との観点から、総務省は、「政府統計の総合窓口」（以下「e-Stat」という。）から、利用者が統計調査結果を入手する際に、当該利用者の属性、利用目的等必要最小限の情報を一定数確実に収集できるような機能を追加してこれらの情報を収集し、各府省に提供する。

## ウ 周知・広報

各府省は、次の取組により、利活用事例等の積極的な周知・広報を実施する。その際、一般の国民や調査対象者が容易に理解できるように、専門用語の使用や詳細な説明を避け、図表などを活用し、簡潔で分かりやすい表現とする。

### (7) 国民向けの取組

一般の国民が、必要に応じて随時参照できるようにするため、今後の統計調査の実施予定、現在実施中の統計調査の概要情報（調査名、調査目的、調査事項、調査方法、調査対象者の抽出方法、調査時期（統計調査員の訪問時期を含む。）、調査結果の公表時期、根拠府省令等の情報をいう。以下同じ。）、過去の統計調査結果の概要や報告書に関する情報とともに、利活用事例等を統一的な様式やフォーマットでe-Statに掲載する（Ⅱ-1-(2)の取組と関連）。なお、e-Statを活用したワンストップ・サービス（Ⅱ-1-(2)の取組）を開始するまでの間は、当該調査の概要情報とともに、利活用事例等を自府省のホームページ上に掲載する（Ⅳ-1-(2)の取組と関連）。

### (4) 調査対象者(世帯、事業所・企業)向けの取組

- ① 調査対象者に配布する個別の統計調査に関する「調査のお知らせ」又は調査依頼文書（以下「調査通知情報」という。）に当該調査結果の利活用事例等を直接記載、又は記載した資料を添付する（Ⅳ-1-(1)の取組と関連）。
- ② 身近なメディア媒体（新聞や業界情報誌等）を通じ、当該統計調査の実施に係る広報を行う場合には、報道資料に利活用事例等を記載する（Ⅳ-1-(3)の取組と関連）。
- ③ 当該統計調査の広報用品（統計調査の広報用ポスター、パンフレット及びリーフレット等をいう。以下同じ。）に利活用事例等を記載する（Ⅳ-1-(3)の取組と関連）。

## エ 統計調査員に対する指導

各府省は、統計調査員向けの「調査の手引き」や「調査員のしおり」、「質疑応答集」、

「指導用 DVD」等（以下「調査員指導用品」という。）に利活用事例等を記載する。また、統計調査員に対する調査説明会等において、利活用事例等について周知し、統計調査員が調査対象者に十分説明できるように指導する。

## **(2) 統計調査に報告しない場合に生じる可能性のある影響に関する情報の提供**

各府省は、調査対象者が当該統計調査に報告を行わなかったことにより調査が円滑に実施できなかつた場合に想定される影響、例えば、政策決定や行政運営、国民生活や民間の事業活動が被る可能性のある不利益、調査対象者自身が被る可能性のある不利益、統計調査コストの増加、統計調査結果の公表の遅延などの情報（以下「影響情報」という。）を、Q&A といった分かりやすい形で整理し、次の取組により周知・広報を実施する。

### **ア 調査対象者（世帯、事業所・企業）向けの取組**

- ① 調査通知情報に当該調査結果への影響情報を簡潔で分かりやすく直接記載、又は記載した資料を添付する（IV-1-(1)の取組と関連）。
- ② e-Stat を活用したワンストップ・サービス（II-1-(2)の取組）を開始するまでの間は、統計調査実施期間中に、調査対象者が必要に応じて随時参照できるように、当該統計調査の概要情報とともに、影響情報を自府省のホームページ上に掲載する（IV-1-(2)の取組と関連）。

### **イ 統計調査員に対する指導**

調査員指導用品に影響情報を応答事例等の形式により記載する。また、統計調査員に対する調査説明会等において、影響情報を周知し、統計調査員が調査対象者に十分説明できるように指導する。

## **2 統計調査結果の効果的な提供方策**

各府省は、国民や事業所・企業が統計調査結果を有効活用することによって、その有用性の理解増進を図る観点から、調査結果をより分かりやすく、また、より利用しやすい形で提供するため、次の方策を実施する。

### **(1) 調査結果を見る際のポイント等の提供**

統計調査結果の公表に当たっては、集計表の提供に加え、調査結果の概要をより分かりやすく伝えるため、「調査結果を見る際のポイント」や関連の専門用語について分かりやすく解説した情報等を提供する。また、図やグラフ等を利用してビジュアル化した解説を提供する。

### **(2) 過去の統計調査結果の比較の容易化等**

インターネットから統計調査結果を提供する場合は、e-Stat を活用したワンストップ・サービス（II-1-(2)の取組）の一つとして、提供が可能である過去の調査結果を記載した長期時系列データを e-Stat に掲載する。また、e-Stat の利用者が調査結果を容易に検索でき、データの量及びその形式に応じて、印刷が容易にできるよう工夫する。

### (3) その他の取組

- ① 基幹統計調査の結果について、国際比較に必要と認められる場合には、国際比較を容易にするため、外国語版又は外国語を併記したものの電子データ等の提供を行う。
- ② 統計調査結果の報道発表は、国民に身近な各種のメディア媒体（テレビ、ラジオ、広報誌等）で調査結果が報道されることに留意し、図表を活用するなど簡潔で分かりやすい形で行う。また、より詳細な情報を求めたり、確認したりする者の要望に応えられるよう、報道発表と同時にホームページ上に詳細な結果報告書やその解説を掲載するなど積極的に情報を提供する。なお、速報値、確報値など段階的に調査結果を発表する場合には、その段階に応じて、上記趣旨に即し、適切に対応する。

## II 調査対象者の統計調査に対する安心確保方策

### 1 政府の統計調査であることの明確化、確認の容易化のための方策

調査対象者の統計調査に対する不安の解消を図る観点から、政府の統計調査であることが容易に判別又は確認できるように、また、容易に統計調査に関する情報を入手できるようにするため、次の方策を実施する。

#### (1) 統計調査の問い合わせ先・かたり調査の通報窓口の整備

各府省は、統計調査の実施に当たって、調査対象者が容易に調査内容に関する質問やかたり調査の通報ができるようにするため、連絡窓口を整備する。

また、各府省は、当該連絡窓口の電話番号、e-Mail アドレス等の情報（以下「窓口情報」という。）について、次の取組により積極的に広報する。なお、次の取組及び上記連絡窓口での対応に当たっては、調査対象者との信頼関係の構築・維持について最大限配慮するものとする。

#### ア 調査対象者（世帯、事業所・企業）向けの取組

- ① 調査通知情報に窓口情報を記載する（IV-1-(1)の取組と関連）。
- ② e-Stat を活用したワンストップ・サービス（II-1-(2)の取組）を開始するまでの間は、統計調査実施期間中、調査対象者が必要に応じて随時参照できるように、当該調査の概要情報とともに、窓口情報を自府省のホームページ上に掲載する（IV-1-(2)の取組と関連）。
- ③ 身近なメディア媒体を通じ、当該統計調査の実施に係る広報を行う場合には、報道資料に窓口情報を記載する（IV-1-(3)の取組と関連）。
- ④ 当該統計調査の広報用品に窓口情報を記載する（IV-1-(3)の取組と関連）。

#### イ 統計調査員に対する指導

調査員指導用品に窓口情報を掲載する。また、統計調査員に対する調査説明会等において、窓口情報を周知し、統計調査員が調査対象者に十分説明できるように指導する。

## (2) e-Stat を活用したワンストップ・サービス

### ア ワンストップ・サービスの実現

各府省は、調査対象者が統計調査の実施に関する情報を容易に入手できるようにするため、各府省が実施している統計調査に関する情報のインターネットを通じたワンストップ・サービスが可能となるように、e-Stat に次の情報を掲載する。その際、調査対象者が容易に理解できるよう、専門用語の使用を避け、簡潔で分かりやすい表現とする。なお、本サービスを開始するまでの間は、自府省のホームページ上に掲載する。

- ① 現在実施中の統計調査の概要情報（Ⅰ-1-(1)-ウ-(ア)の概要情報）
- ② 統計調査の有用性に関する情報（Ⅰ-1-(1)-アの利活用事例等）
- ③ 統計調査に報告しなかった場合の影響に関する情報（Ⅰ-1-(2)の影響情報）
- ④ 統計調査の問い合わせ先・かたり調査の通報窓口に関する情報（Ⅱ-1-(1)の窓口情報）
- ⑤ 調査票情報等の適正管理等に関する情報（Ⅱ-2-(1)の適正管理実施情報）
- ⑥ 報告義務や罰則に関する情報（Ⅲの情報）
- ⑦ その他必要な情報

### イ 調査対象者（世帯、事業所・企業）への情報提供

各府省は、調査対象者（世帯、事業所・企業）に配布する調査通知情報に、e-Stat のホームページアドレスとともに、当該ホームページに当該調査のより詳しい情報、調査結果及び調査結果掲載予定等の詳細な情報が掲載されている旨を記載する（Ⅳ-1-(1)の取組と関連）。なお、上記アの e-Stat を活用したワンストップ・サービスを開始するまでの間は、自府省のホームページへの掲載情報を記載する。

## (3) 携帯情報端末の QR コードの活用

### ア 携帯情報端末サイトの開設

総務省は、世帯や個人事業者を調査対象者とした統計調査を実施する場合には、調査対象者が統計調査の実施に関する情報を容易に入手できるようにするため、上記(2)に掲げる情報を活用し、e-Stat に携帯情報端末向けサイトを開設する。

e-Stat における上記サイトの開設までの間は、各府省は、それぞれのホームページにおいて携帯情報端末向けサイトを開設する。

### イ 調査対象者（世帯、個人事業者）への情報提供

各府省は、調査対象者（世帯、個人事業者）に配布する調査通知情報に、上記アにより開設された携帯情報端末サイトの QR コードを記載する（Ⅳ-1-(1)の取組と関連）。

## (4) 政府統計の統一ブランドの策定等

### ア 統一ロゴタイプの策定

総務省は、国民や事業所・企業が安心して統計調査結果を利用し、また、安心して統計調査に報告を行えるように、①政府の実施する統計調査であること、②政府が統計調査により作成した統計であることを、国民や事業所・企業が容易に

判別できるようにするため、平成 22 年度に統一ロゴタイプを策定し、同ロゴタイプの国民への浸透・定着のための取組を行う。

## イ 統一ロゴタイプの使用

各府省は、上記アで策定した統一ロゴタイプについては、平成 24 年 1 月以降から、順次、統計調査の実施に当たり、①調査票や調査通知情報等の調査用品、②統計調査の広報用品及びホームページ並びに③統計調査結果の公表資料等その他の各府省が固有の印字をするものに表示して使用する。また、国民へのロゴタイプの浸透・定着を図るため、調査実施から調査結果の公表までの一連の調査に関する活動において、ロゴタイプの説明資料を添付するなど、ロゴタイプの周知を行う。

## (5) 調査用品の共通化の検討

総務省及び各府省は、経費措置や効果、実情等を十分勘案しつつ、以下の方策について検討する。

- ① 個々の統計調査の実施時期を踏まえ、各府省が統計調査において使用する葉書・封筒等の調査用品の色（カラー）の調整
- ② 調査対象者への統計調査の葉書・封筒、調査通知情報、礼状、不在者連絡票等の標準仕様の策定
- ③ 統計調査員が調査対象者（国民や事業所・企業）を訪問する際、調査対象者に政府の実施する統計調査に従事する統計調査員であることを外見から容易に判別・認識し、安心・信頼してもらえるような措置等の導入

## (6) 民間事業者に統計調査業務を委託する場合の留意事項

各府省は、統計調査業務の一部又は全部において民間事業者に委託する場合には、委託を受けた民間事業者の創意工夫が最大限発揮されるように留意しつつ、政府の統計調査に対する信頼感が損なわれることがないようにするため、上記(1)から(5)までの取組に加えて「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成 17 年 3 月 31 日各府省統計主管課長等会議申合せ、平成 22 年 3 月 25 日最終改定）における措置を講ずる。

## 2 調査票情報等の適正管理等に関する周知・広報の強化

統計法（平成 19 年法律第 53 号）において、調査票情報等の適正管理等が義務付けられ、厳重に管理されていることなど、調査対象者が提出した調査票に関する情報等の漏えい対策には万全を期していることについて周知・広報するため、次の方策を実施する。

### (1) 周知・広報を強化する情報

各府省は、調査票情報等の適正管理等に関して、次の情報（以下「適正管理実施情報」という。）の周知・広報を強化する。

- ① 統計法において、調査に従事する者（国・地方公共団体の職員、指導員、統計調査員及び統計調査業務の委託業者等）には守秘義務が課されており、守秘義務を厳守するための指導が徹底していること等の具体的取組状況に関する情報

- ② 統計法において、適正管理義務や情報漏えい及び統計目的以外の使用の禁止など調査票情報等の厳格な管理と利用制限が規定されており、収集された調査票は外部の目に触れないようセキュリティが完備した部屋で厳重に保管され、また、集計が完了した後は溶解処分していること等の具体的取組状況に関する情報

## (2) 周知・広報の方法

### ア 国民向けの取組

総務省は、一般の国民向けに、「統計の日」(10月18日)の関連行事や上記Ⅱ-1-(4)-アの統一ロゴタイプの国民への浸透・定着のための取組を中心として、統計法の調査票情報等の適正管理等の規定とともに、各府省が実施する調査票情報等の厳重管理等の取組について、積極的に周知・広報を実施する。

### イ 調査対象者(世帯、事業所・企業)向けの取組

各府省は、適正管理実施情報について、次の取組により、効果的かつ効率的に周知・広報を実施する。

- ① 調査通知情報に適正管理実施情報を、簡潔で分かりやすく直接記載、又は記載した資料を添付する(Ⅳ-1-(1)の取組と関連)。
- ② e-Statを活用したワンストップ・サービス(Ⅱ-1-(2)の取組)を開始するまでの間は、自府省のホームページ上にQ&A等を設けて、適正管理実施情報を簡潔で分かりやすく掲載する(Ⅳ-1-(2)の取組と関連)。
- ③ 身近なメディア媒体を通じ、当該統計調査の実施に係る広報を行う場合には、報道資料に、適正管理実施情報を簡潔で分かりやすく記載する(Ⅳ-1-(3)の取組と関連)。
- ④ 当該統計調査の広報用品に、適正管理実施情報を簡潔で分かりやすく記載する(Ⅳ-1-(3)の取組と関連)。

### ウ 統計調査員に対する指導

各府省は、調査員指導用品に適正管理実施情報を応答事例等の形式により記載する。また、統計調査員に対する調査説明会等において、適正管理実施情報を周知し、統計調査員が調査対象者に十分説明できるように指導する。

## 3 かたり調査発生時の対応方策

各府省は、国民の統計調査制度に対する信頼を確保するため、かたり調査に関する通報があった場合には、迅速かつ十分に事実関係を調査する。これらの状況については、総務省に連絡するとともに、都道府県と連携し、積極的に告発の手続を進める。告発は、総務省が別途作成する資料を参考として、違反者の言動などの事実を記録するなど十分な証拠を用意した上で告発状を作成して実施する。

## Ⅲ 統計調査への報告が国民の義務であるとの意識の醸成方策

基幹統計調査は、公的統計の中核を形成する特に重要な基幹統計を作成するために実施される重要な統計調査であり、また、統計法において、調査対象者に報告義務を課し、報告しない場合の罰則が設けられている。このように報告義務や罰則が規定さ

れていることについて、次の方策により周知・広報を実施する。

## 1 基幹統計調査への報告は社会構成員としての責務・義務であることの周知の強化

### (1) 世帯向けの取組

総務省及び各府省は協力して、「統計の日」の関連行事や上記Ⅱ-1-(4)-アの統一ロゴタイプの国民への浸透・定着のための取組に合せて、報告義務や罰則が規定されていることについて、積極的に周知や説明を行う。

### (2) 事業所・企業向けの取組

総務省及び各府省は協力して、社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会等の産業横断的な経済団体に対して、傘下の事業所・企業に対し、報告義務や罰則について周知を依頼する。

## 2 個別の基幹統計調査における周知方策

### (1) 任意協力と誤解を受けないための用語や文言の使用

各府省は、基幹統計調査の実施やその周知や説明に当たり、調査対象者に不快感を与えないよう配慮しながら、報告義務のない任意に報告を行うことができる調査と誤解を受けないような用語や文言を使用する。また、一般統計調査の実施やその周知・広報に当たっても、当該調査への積極的な報告を促すような用語や文言の使用に留意する。

### (2) 調査対象者に対する基幹統計調査制度の周知等

各府省は、基幹統計調査の実施に当たって、当該調査を基幹統計調査として実施する必要性、報告義務や罰則について、次の取組により、効果的かつ効率的に周知や説明を行う。

#### ア 調査対象者(世帯、事業所・企業)向けの取組

- ① 調査通知情報に報告義務や罰則について簡潔で分かりやすく直接記載、又は記載した資料を添付する(Ⅳ-1-(1)の取組と関連)。
- ② e-Stat を活用したワンストップ・サービス(Ⅱ-1-(2)の取組)を開始するまでの間は、自府省のホームページ上にQ&A等を設けて、報告義務や罰則について簡潔で分かりやすく掲載する(Ⅳ-1-(2)の取組と関連)。
- ③ 身近なメディア媒体を通じ、当該統計調査の実施に係る広報を行う場合には、報道資料に報告義務や罰則について簡潔で分かりやすく記載する(Ⅳ-1-(3)の取組と関連)。
- ④ 当該統計調査の広報用品に報告義務や罰則について簡潔で分かりやすく記載する(Ⅳ-1-(3)の取組と関連)。

#### イ 統計調査員に対する指導

調査員指導用品に報告義務や罰則について応答事例等の形式により記載する。また、統計調査員に対する調査説明会等において、これらの情報を周知し、統計調査員が調査対象者の反発を招かないような説明や対応ができるように指導する。

### 3 報告拒否の調査対象者への対応方策

基幹統計調査において報告を拒否する調査対象者に対し、適切かつ円滑に対処するため、次の取組を実施する。なお、地方公共団体を経由する基幹統計調査の実施に当たり、次の取組を実施する場合には、当該地方公共団体と連携・協力して行い、必要な情報を共有する。

#### (1) 調査対象者向け取組

- ① 各府省は、基幹統計調査への報告を拒否する調査対象者に対し、統計調査員、指導員と連携して、電話や文書等による報告依頼や督促、訪問による説得等を適時・適切に実施する。特に悪質と考えられる場合、違反者の言動などの事実を記録するなど十分な証拠を準備した上で告発状を作成し、告発の手続を進める。なお、これらの業務が適切に行われるよう、総務省が別途作成する資料を参考として、マニュアルを作成する。
- ② 各府省は、報告を拒否する調査対象者に適切かつ円滑に対応するため、報告を拒否する事例（全国的な事業展開を行っている企業等が、組織的に統計調査への報告を拒否している等の事例を把握した場合を含む。）とこれに対する対処・応接方法を整理し、整理した情報は各府省間で共有する。  
また、総務省は、各府省の情報共有が円滑に行われるよう情報の集約等の必要な措置を講じる。

#### (2) 統計調査員に対する指導

各府省は、調査員指導用品に報告を拒否する典型的な事例及びこれに対する対処・応接方法に関する情報を記載する。また、統計調査員を対象とする説明会等において、これらの情報を周知し、統計調査員が適切に対応できるように指導する。

## IV 統計調査の円滑な実施を推進するための方策

### 1 調査対象者に対する統計調査の実施に関する事前広報の強化

統計調査の円滑な実施を推進する観点から、調査対象者に対して事前に統計調査の実施内容等を広報するため、次の方策を実施する。

#### (1) 統計調査の事前の案内の実施

各府省は、統計調査の実施に当たり、調査対象者に対して、事前に次の情報を取りまとめた「調査のお知らせ」を配布する。なお、他の方法により同等の効果が期待される場合には、当該方法による。

- ① 統計調査の概要情報（Ⅰ-1-(1)-ウ-(ア)の概要情報）
- ② 統計調査の有用性に関する情報（Ⅰ-1-(1)-アの活用事例等）
- ③ 統計調査に報告しなかった場合の影響に関する情報（Ⅰ-1-(2)の影響情報）
- ④ 統計調査の問い合わせ先・かたり調査の通報窓口に関する情報（Ⅱ-1-(1)の窓口情報）
- ⑤ e-Stat 等への掲載に関する情報（Ⅱ-1-(2)-イの e-Stat 等掲載情報）
- ⑥ 携帯電話向けサイトに関する情報（Ⅱ-1-(3)のQRコード情報）
- ⑦ 調査票情報等の適正管理等に関する情報（Ⅱ-2-(1)の適正管理実施情報）

- ⑧ 報告義務や罰則に関する情報（Ⅲの情報）
- ⑨ その他必要な情報

## **(2) e-Stat 及びホームページの活用**

各府省は、統計調査の実施に当たり、インターネットを通じて事前に上記(1)の①から④まで及び⑦から⑨までの情報をホームページ上に掲載する。なお、e-Statを活用したワンストップ・サービス（Ⅱ-1-(2)の取組）を開始するまでの間は、自府省のホームページ上に掲載する。

## **(3) 政府広報や既存メディア等の活用**

各府省は、調査対象者が10万を超えるような大規模統計調査の実施に当たっては、各種のメディア媒体（テレビ、ラジオ、広報誌等）を通じた周知や広報を効果的に実施するため、政府広報の活用を図るほか、事前のプレスリリースを実施する。その際、報道資料や統計調査の広報用品を作成する場合には、報道されることを意識し、詳細な情報の掲載は避け、上記(1)の①、②及び④から⑨までの情報を簡潔に取りまとめた内容とする。

## **2 業界団体等に対する統計調査の円滑な実施のための協力要請等**

統計調査の実施に当たり、関係する業界団体等に対する協力要請等が効果的であると判断する場合には、次の取組を実施する。なお、複数の統計調査について統一的に協力要請等することが効率的かつ効果的であると判断するもの及び府省横断的な統計調査については、関係する府省が連携して協力を要請する。

### **(1) 調査対象者（事業所・企業）が所属する業界団体への協力要請**

各府省は、当該業界団体を所管している府省の協力を得て、別紙の事項を周知し、統計調査への協力を要請する。業界団体への協力要請に当たっては、当該団体に所属する事業所・企業に確実に要請が到達するよう、団体傘下の事業所・企業が多数参集して開催する総会や会議の場を利用して、説明の機会を得るように努める。また、業界団体のホームページや広報誌等に統計調査の実施に関する情報を掲載してもらうなど、当該団体の広報ツールを通じた団体傘下の事業所・企業への周知・広報に努める。

### **(2) マンション・ビル管理関係団体に対する協力要請**

各府省は、調査員調査の実施に当たり、マンション・ビル管理関係団体に対し、所管省の協力を得て、別紙の事項を周知し、統計調査への協力を要請する。また、必要に応じて、調査対象者の入居するマンション・ビルの管理者や管理組合、管理会社等に対しても同様の協力を要請する。

### **(3) 事業所・企業の本社に対する協力要請等**

総務省は、各府省の協力の下、事業所・企業を対象とする統計調査が円滑に実施されるよう、事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）を活用し、多くの統計調査において調査対象者となる企業の本社等を中心に、別紙の事項及び政府統計調査全体における次年度の実施予定を含めた情報を送付する取組を進め、e-Stat

に同様の情報を、カレンダー形式などにより分かりやすく掲載する。

また、各府省は、個別事業所を対象とする統計調査の実施に際し、当該事業所が所属する企業の本社に対し、別紙の事項を周知し、統計調査への協力を要請する。

#### **(4) 産業横断的な経済団体への協力要請**

総務省及び関係府省は連携して、毎年度、翌年度実施予定の経済関係の統計調査の概要情報等を取りまとめ、社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会等産業横断的な経済団体に対して、当該情報の提供を行うとともに、統計調査の円滑な実施に当たっての協力を要請する。

### **3 調査対象者に対する統計調査結果情報等の効果的な提供方策**

統計調査に報告した調査対象者から、次回の統計調査においても報告が円滑に得られるように、次の方策を実施する。

#### **(1) 統計調査結果等の情報提供**

各府省は、統計調査の調査対象者の性質・規模・負担及びその頻度等により統計調査における回収率の向上が期待できる場合には、統計調査結果の公表後速やかに、報告を行った調査対象者に対して、自府省のホームページに上記情報を掲載している旨を記載した礼状を送付する。また、特に有効と認められる場合、結果報告書やその概要（調査結果を図やグラフ等を利用してビジュアル化した解説を含む。）、調査結果の利活用予定等に関する情報を冊子又はCD等により提供する。

#### **(2) 調査対象者向けの分析結果等の情報提供**

各府省は、統計調査に報告した調査対象者にとって、具体的に参考となる調査結果の解説あるいは分析結果の情報を提供する。

### **4 統計調査の報告者に対する表彰の実施**

各府省は、統計調査の調査対象者の性質・規模・負担及びその頻度等により必要があると認められる場合には、統計調査への報告者であって、公的統計の作成・提供に多大な貢献等を行った者に対し、これまでの取組をたたえるため、毎年度、「統計の日」の関連行事として、統計報告功労者への表彰を実施し、これをプレスリリースするとともに、e-Statに掲載する。e-Statを活用したワンストップ・サービス（Ⅱ-1-(2)の取組）を開始するまでの間は、国民が必要に応じて随時参照できるように、統計報告功労者への表彰を自府省のホームページ上に掲載する。

また、統計報告功労者への表彰を実施する府省は、公正さを確保する観点から、表彰に関する授与基準を定め、これを公表する。

### **5 統計調査妨害行為への対応方策**

統計調査への妨害行為に適切かつ円滑に対処するため、次の取組を実施する。なお、地方公共団体を經由する基幹統計調査の実施に当たり、次の取組を実施する場合には、当該地方公共団体と連携・協力して行い、必要な情報を共有する。

#### **(1) 妨害行為者向け取組**

① 各府省は、統計調査の実施を妨害する者に対し、統計調査員、指導員と連携し

て、適切な対応を行うこととし、特に悪質と考えられる場合、違反者の言動などの事実を記録するなど十分な証拠を準備した上で告発状を作成し、公務執行妨害や統計法違反の事案として、告発の手続を進める。なお、これらの業務が適切に行われるよう、総務省が別途作成する資料を参考として、マニュアルを作成する。

- ② 各府省は、統計調査の実施を妨害する行為に適切に対応するため、統計調査への妨害行為と考えられる事例を整理し、整理した情報は各府省間で共有する。

また、総務省は、各府省の情報共有が円滑に行われるよう情報の集約等の必要な措置を講じる。

## (2) 統計調査員に対する指導

各府省は、調査員指導品に統計調査への妨害行為の典型的な事例及びこれに対する対処・応接方法に関する情報を記載する。また、統計調査員を対象とする説明会等において、これらの情報を周知し、統計調査員が適切に対応できるよう指導する。

## V 統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充方策

国民が、統計の有用性や統計調査へ協力する重要性を理解するためには、児童、生徒の段階から統計リテラシーや統計倫理を重視し、統計に対する正しい意識を育む必要がある。

このため、各府省は、児童、生徒に対する統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育を支援（以下「支援」という。）するため、次の方策を実施する。

### 1 児童、生徒に統計の具体的な有用性等を理解させる教材等の提供

各府省が行う教材等の提供の具体的な例は、次のとおりとする。

#### (1) 児童、生徒向け統計学習サイトの充実

各府省は、児童、生徒向け統計学習サイトの充実のため、小、中、高校生別の統計学習サイトの構築に努める。

ただし、統計学習サイトを新たに構築するのが難しい場合は、各府省で現在運営している子供向けの業務紹介サイト等を活用して、統計学習に関する情報提供や、関係団体等が運営している子供向け統計学習サイトの紹介に努める。

#### (2) 統計調査結果の利活用事例の掲載

各府省は、教員が教材を作成するための参考となるよう、e-Stat 又は各々のホームページに統計調査結果の利活用事例の掲載を行う。

また、教材作成のための資料提供に際しては、各々のホームページから統計表やグラフ等がダウンロードできるようにする等、教材への活用が容易となるよう配慮する。

#### (3) 統計データを活用した授業例の掲載

総務省は、統計データを活用した授業例の収集に努めるとともに、収集した授業例を総務省ホームページの教員用サイトへ掲載する。

## 2 統計教育の拡充に係る連携

各府省は、必要な支援や情報の共有を行うために、次のとおり地方公共団体、統計関連学会等との連携を図る。

### (1) 各府省及び都道府県との連携

#### ア 「統計指導者講習会」への協力

総務省は、「統計指導者講習会」の開催に当たり、都道府県の協力を得て、教員の参加促進を行う。

各府省は、講習会資料作成に必要な資料の提供、講師の派遣等、講習内容の更なる充実に向け協力を行う。

#### イ 都道府県が実施する「出前授業」への協力

各府省は、都道府県が学校や団体等からの要請を受け都道府県職員が出向いて行う「出前授業」の教材作成に必要な資料等の提供について、協力することとする。

### (2) 各種学会等との連携

各府省は、参加している各種学会等において、支援の取組について周知・広報に努めるとともに、当該学会等で統計調査結果を活用した発表等が行われた場合には、総務省に情報を提供する。また、総務省は提供された事例について各府省と情報共有を図る。

## VI その他

### 1 e-Stat 及びホームページの活用に向けた取組

総務省及び各府省は、上記の各府省が自府省のホームページ上に掲載する情報の共通化を図るため、平成 22 年度に「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 31 日 CIO 連絡会議決定。以下「最適化計画」という。）の改定に向けた必要な作業を行う。

また、総務省及び各府省は、上記の e-Stat を活用したワンストップ・サービス等を開始するため、平成 24 年度に予定している e-Stat のシステム更改以降、e-Stat に掲載されている情報及び各府省のホームページに掲載されている情報について、統計に係る情報全般を極力集約できる形で整理するなど、速やかに最適化計画の改定に向けた必要な作業を行う。

各府省は、当該ワンストップ・サービスの開始後は、当該統計調査の実施等に合わせ、統計全般に係る情報を e-Stat に順次集約する。

### 2 フォローアップ

① 総務省及び各府省は、本行動指針に基づく取組状況について、各府省間で共有するため、毎年、「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」を開催する。

また、総務省及び各府省は、本行動指針において検討課題とされた対応方策や新たな課題への対処方策の検討及び本行動指針の見直し等を行うため、必要に応じ、

当該ワーキンググループを開催する。

- ② 総務省は、本行動指針に基づく方策の効果を把握するため、世論調査制度などを活用する。

### **3 各府省間及び都道府県との連携の強化**

各府省は、政府全体としての整合性を確保しつつ、本行動指針に基づく方策の効果的・効率的な実施を図るため、各府省間や省内の関連部署及び都道府県との連携を強化することとし、総務省は、必要に応じ各府省及び都道府県との情報交換の場を設ける。

## 業界団体等に対する統計調査の実施に関する協力要請

| 区分                            | 周知する事項  |
|-------------------------------|---|
| <b>調査対象者（事業所・企業）が所属する業界団体</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 統計調査の概要情報（調査名、調査目的、調査事項、調査方法、調査対象者の抽出方法、調査時期（統計調査員の訪問時期を含む。）、調査結果の公表時期）及び前回調査の概要</li> <li>② 具体的な利用実績、利用予定、特に当該業界における調査結果の活用メリット</li> <li>③ 調査内容は、統計法により厳格に取り扱われること</li> <li>④ 基幹統計調査には、報告義務が課されており、その拒否又は虚偽の報告には罰則が科されること</li> <li>⑤ 統計調査への報告は、事業所・企業の社会的責務であること</li> <li>⑥ その他必要な事項</li> </ul>  |
| <b>マンション・ビル管理関係団体</b>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 統計調査の概要情報（調査名、調査目的、調査事項、調査方法、調査対象者の抽出方法、調査時期（統計調査員の訪問時期を含む。）、調査結果の公表時期）及び前回調査の概要</li> <li>② 具体的な利用実績、利用予定、調査結果の活用メリット</li> <li>③ 調査内容は、個人情報保護法以上に、統計法により厳格に取り扱われること</li> <li>④ 統計調査員等の活動内容及び統計法令に則って行われる旨</li> <li>⑤ 統計調査員等のマンション・ビルへの立入りは正当な公務であり、立入りの拒否は妨害行為として処罰の対象となる可能性があること</li> <li>⑥ 統計調査の実施に当たり、統計調査員等からマンション入居者情報について要求されたとしても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の守秘義務違反には当たらないこと</li> <li>⑦ 基幹統計調査には、報告義務が課されており、その拒否には罰則が科されること</li> <li>⑧ 統計調査への報告は、国民の義務であり事業所・企業の社会的責務であること</li> <li>⑨ その他必要な事項</li> </ul> |
| <b>事業所・企業の本社</b>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 統計調査の概要情報（調査名、調査目的、調査事項、調査方法、調査対象者の抽出方法、調査時期（統計調査員の訪問時期を含む。）、調査結果の公表時期）及び前回調査の概要</li> <li>② 当該企業の事業所が調査対象となった旨及びその理由</li> <li>③ 具体的な利用実績、利用予定、特に当該企業における調査結果の活用メリット</li> <li>④ 調査内容は、統計法により厳格に取り扱われること</li> <li>⑤ 基幹統計調査には、報告義務が課されており、その拒否又は虚偽の報告には罰則が科されること</li> <li>⑥ 統計調査への報告は、事業所・企業の社会的責務であること</li> <li>⑦ その他必要な事項</li> </ul>  |